

観 察

北海道における「6次産業化」の現状と課題

一般社団法人 北海道地域農業研究所 副理事長・所長 黒河 功

一・世全国の6次産業化の動向

現在「6次産業化」が、農山漁村のもつ豊富な資源の利活用を図りながら、生産だけではなく加工、流通、販売の分野を一体化することによって付加価値化を実現し、所得増大、雇用創出をえるという趣旨で、政策によっても大いに推奨されているところである。

それによつて、平成二三年三月一日に施行された6次産業化法に基づく「総合化事業計画」の認定事業計画については、平成二六年二月現在、全国で一八〇六件が認定されており、その後も申請・認定については現在も続けられている。ここではこのような農業の6次産業化の現状についてみておきたい。

北海道において認定された「総合化事業計画」は、同じく本年二月末までで一〇〇件となっている。全国に占める割合は五・六%で、面積規模から見ると少ないともいえるが、専兼合わせた農家数や農業従事者数などを考慮すると相応なのかもしれない。

以下表1～4参照のこと。

さらに6次産業化の対象についてその内容をみると、北海道では九三%が農畜産物関係によつて占められており、水産物や林産物関係のウェイトが小さい。全国も八八%と同様の内容を示し、いずれにしても農畜産物関係がより大きな割合を占めているといえる。

より細かく行政的に都道府県別に事業計画認定事業者数をみると、北海道が一位である。次いで兵庫七九件、長野七八件、宮崎七〇件、熊本七〇件と続いており、いわゆる「農業振興県」において6次産業化による事業化の動きがより強くみら

表1 6次産業化・地産地消法に基づく認定の概要 (累計：平成26年3月31日時点) (件)

地 域	総合化事業計画の認定件数	農畜産物関係	林産物関係	水産物関係	研究開発・成果利用事業計画の認定件数
北海道	101	93	5	3	1
東北	279	262	8	9	5
関東	292	261	14	17	13
北陸	93	88	1	4	1
東海	167	143	13	11	0
近畿	317	291	12	14	2
中国四国	191	151	9	31	3
九州	318	264	22	32	3
沖縄	53	48	1	4	0
合 計	1,811	1,601	85	125	28

資料：農林水産省「認定事業計画の累計概要(平成26年3月31日時点)」

れるといえよう
(表2)。

総合化事業計画
の事業内容について、
わずか一年の
期間であるが、全
国の数字によつて
その推移をみると

(表3)、「加工」

事業単独の割合が二五・四%から二一・
一%と減少傾向を示す反面、「加工・直
売」の割合が六四・三%から六八・一%、
「加工・直売・レストラン」の割合が五
・五%から六・〇%へと、わずかながら
も微増傾向を示しており、「加工」のみ

の事業開始から流通・販売・サービス提供などの事業内容が次
第に加わつていく展開経路を示唆するものといえる。

また、これもわずかな変動にすぎないが、単独の「レストラ
ン」事業は〇・二%から〇・一%、「直売」のみも二・九%か
ら二・八%へと微減・停滞しており、前者では「生産」部門、
後者では「加工・サービス」部門を加えることの必然性を示唆
するものといえよう。

さらに、事業計画の対象農林水産物ごとにその割合をみると
(表4)、野菜が約三二%、果樹が一八・一九%、コメが一〇

表2 総合化事業計画の認定件数の多かった都道府県 (件数)

第1位	北海道	101
第2位	兵庫県	79
第3位	長野県	78
第4位	熊本県	70
第4位	宮崎県	70

資料：農林水産省「認定事業計画の累計概要
(平成26年3月31日時点)」

表3 全国における総合化事業計画の事業内容の推移 (%)

部 門	H25年2月	H25年11月	H26年2月	H26年3月
加工	25.4	21.9	21.2	21.1
直売	2.9	2.9	2.8	2.8
輸出	0.4	0.4	0.4	0.4
レストラン	0.2	0.1	0.1	0.1
加工・直売	64.3	67.2	67.9	68.1
加工・直売・レストラン	5.5	6.0	6.1	6.0
加工・直売・輸出	1.3	1.5	1.5	1.5

資料：農林水産省「認定事業計画の累計概要(平成25年2月～26年3月)」

表4 全国における総合化事業計画の対象農林水産物の割合 (%)

作 目	H25年2月	H25年11月	H26年2月	H26年3月	(左の北海道の割合)
野菜	32.2	32.0	32.1	32.0	25.0
果樹	18.3	18.5	18.6	18.8	9.0
コメ	13.0	12.0	11.8	11.7	5.0
畜産物	11.9	11.5	11.4	11.4	28.0
豆類	4.7	4.7	4.7	4.7	9.0
水産物	4.5	5.1	5.3	5.3	4.0
水産物	3.7	4.4	4.4	4.4	4.0
茶	2.6	2.2	2.3	2.3	-
麦	2.4	2.5	2.3	2.4	7.0
そば	1.7	1.7	1.6	1.7	5.0
花	1.1	1.2	1.4	1.4	2.0
野生鳥獣	0.4	0.4	0.3	0.3	1.0
その他	3.7	3.8	3.8	3.8	2.0

資料：北海道農政事務所；農林水産省

以上、全国の数字によつて認定された総合化事業計画の特徴
についてみると、北海道についても全体的な傾向はおおむね全
国のものと同じであるが、コメと果樹あるいは野菜類の割合が
小さく、反対に畜産物や麦類・そばなどの割合が大きく、北海
道農業の特徴を反映するものといえるが、しかし北海道におい
ても、まだ手が付けられていない各地域の特産物など、より多
様な農畜産物を対象とした加工・販売への挑戦の余地があると
いえる。

このように、従来のように生産段階で経営活動を完結させる

一三%、畜産物が十一
〜十二%と、この一年間
においてその占める割合
はほぼ一定とみることが
できる。

しかしながら、コメ、
畜産物などの割合はごく
僅かずつではあるが通減
傾向を示し、生産物の加
工が固定的になりやす
い領域においては、加工
可能性を多様に広げるよ
うな技術的な分野におい
て、さらなる創意工夫が
望まれているといえよう。

のではなく、それを超えて加工領域にまでいったん踏み込んでいくと、さらにそれらを直売あるいはサービスを付加して販売する領域までを展望するようになってくるのではないかと思われるのである。

あるいは、生産物をそのまま生食用として単純に直接販売するだけの経験が、そこに何らかの手を加えざるをえないとか、付加価値を高めて販売した方がよいとか、販売する上で予期しない状況に遭遇するといった新たな展開の必要性が顕われてくると思われるのである。

二、「総合化事業計画」にみる北海道の6次産業化の動向

先述したように、平成二六年二月二八日現在、北海道における6次産業化総合化事業計画が認定された件数は丁度一〇〇件となっている。その後もこれまでに逐次認定されてきているが、とりあえず平成二三年度から二五年度までの一〇〇件について、6次産業化の在り様についてみる。

表5は振興局ごとに認定された件数をみたものである。網走、十勝、上川、石狩での件数が相対的に多くみられるが、農業経営体数をそのまま反映したものとみられ、またそれらの地域は何らかの形で既に法人化している割合も相対的に高く、6次産業化には既に法人化経営体であることが取り組みやすくなっていることがうかがわれる。

そこでさらに総合化事業実施主体の組織内容についてみると（表6）、個別農家は一五件、会社形態は七五件、あとは農事

表5 振興局別認定事業件数

振 興 局	(件)
渡 島	8
檜 山	3
胆 振	6
日 高	1
空 知	7
石 狩	11
後 志	7
上 川	15
留 萌	1
宗 谷	0
オホーツク	20
十 勝	18
根 室	2
計	100

資料：「北海道における事業計画認定一覧（平成26年2月28日現在）」

表6 実施主体の組織形態 (件)

個別農家	15
株式会社	45
会社形態（うち個別の家族経営など）	(19)
会社形態（有限・合同・その他）	30
会社形態（うち個別の家族経営など）	(19)
農事組合法人	2
農協・漁協	8
計	100

資料：表5 資料と同じ。
注：「個別の家族経営など」については、各事業体ホームページ等を参照して計上した。

組合法人二件、農協八件となっている。会社形態七五のうち株式会社は四五件、有限などその他法人経営が三〇件となっている。

とくに株式会社について各社のホームページ等を参照すると、半数強がすでに大手の農畜産物加工販売業者とみられるが、あとの半数弱については実質的に個別の家族経営ないしは有志の農家集団とみられ、有限会社などその他会社形態も同様の形態が多いといえる。

このように、6次産業化という切り口で北海道農業の動きを探ると、大手の農業生産法人にみるように事業規模や事業部門の拡大を意図した展開と、個別経営展開の延長上で、家族労働力プラス雇用あるいは地域の有志同士で有限会社化などを図り、単品ながら良質化とブランド化によって、いくぶんマイペースではあるが、消費者に直接働きかけていくような農業展開という、二つの動きがみえてきていると思われるのである。

三・北海道における「総合化事業」実践者の特徴

これまでみてきた上記一〇〇件の経営展開と今回の「総合化事業」について、これもホームページなどを参照してみると、①事業内容としては、自家産の農畜産物の加工・販売によるものが圧倒的に多く、また地元未活用資源の活用の例も多くみられており、全く異なることを手がけているのではないこと。②商品開発の特徴としては、安心安全を基本とした農業実践から良質・良食味製品を作り出していること。③経営の歩みとして共通する事項は、循環型農業を心がけてきており、結果的に有機農産物、エコファームなどを売り物にしていること。④事業者プロフィールとして、新規参入者でも既存農家の後継者でも、若いころから幅広い知己や視野・知識などをえてきているという、これも共通項としてあげることができるかもしれない。⑤規模拡大や法人化などで苦心する点は、労働力確保と労働の周年的稼働方向の工夫、設備投資などへの資金調達、煩雑な会計業務などである。以上のように、「総合化事業」実践者たちは特別に奇抜なことを実践しているわけではない。

いずれにしても農業における6次産業化は、政策による6次産業化推進の趣旨はそれとして、自分自身が創意工夫して形作っていくことができるものである。国や行政が用意する支援や予算を積極的に利用する形で、実践していく姿勢は有利と云えるのではないか。

四・北海道における6次産業化の可能性と課題

ここでは、主として6次産業化法に基づく「総合化事業計画」が認定された北海道一〇〇件についてみてきたが、このうち大手の農畜産物加工販売事業会社によるものも少なからずみられるが、過半は基本的に家族経営を基本形とする農業経営体であり、北海道の大多数の農家にとっても十分参考になるモデルとなりうるものといえる。

しかしながら、多くは「総合化事業計画」が認定される以前から、いわゆる6次産業化的な試みを何らかの形で実践してきている事例が大半である。その意味では、自家の農業生産（一次産業）との兼ねあいを考慮しながら、まずは得意分野で産業化にむけて実践に踏み出すことである。

さらに、これまで北海道農業は基本的には規模拡大の方向をたどってきたといえるが、このように農業の6次産業化という課題に取り組んでいくためには、これからは農家戸数の減少によつて残された農家が跡地引き受けしていくという単純な規模拡大ではなく、産業化を意図しながら規模拡大を図っていくことが重要であり、必要であるということが見えてくる。

その意味では、今後ますます農協の支援や地域の同志による協同化、法人化も視野に入れていくことが必要になってくる。いえよう。とくに個別経営としての所得拡大だけではなく、地域全体としての雇用創出を狙うのであれば、地域ぐるみの法人型・資本型経営体の構築も必要となってくるであろう。